



鳥取県公報

令和6年2月27日（火）
第9574号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（81）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（82）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（83）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定（港湾課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（広報課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第81号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
米子市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町及び三朝町
- 2 実施期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第82号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字大谷字清水1097の1、1103、1104の1、1104の2、字峯ヶ鳴990の2、2202の1（次の図に示す部分に限る。）、2202の2
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年2月27日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

- | | |
|-------------|---------------|
| 理 事 大 江 博 文 | 倉吉市関金町明高799 |
| 〃 小 谷 俊 幸 | 倉吉市関金町明高1470 |
| 〃 笠 原 正 記 | 倉吉市関金町堀2081 |
| 〃 石 岩 永 年 | 倉吉市関金町堀2812-1 |

- 〃 大井 保太郎 倉吉市関金町今西1009
 - 〃 日野 昇一 倉吉市関金町泰久寺110-1
 - 〃 山本 勉 倉吉市関金町松河原1001
 - 〃 加藤 延広 倉吉市関金町松河原1233
 - 〃 石田 司 倉吉市関金町大鳥居1083-1
 - 〃 山崎 正美 倉吉市関金町安歩843-8
 - 〃 名子平 博政 倉吉市関金町関金宿1318-2
 - 〃 鷺見 和夫 倉吉市関金町郡家107
 - 〃 伊藤 康男 倉吉市関金町山口579
 - 監事 小谷 智昭 倉吉市関金町関金宿316
 - 〃 高倉 照由 倉吉市関金町堀2923
 - 〃 杉山 博務 倉吉市関金町大鳥居104
- 令和6年2月9日退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 谷本 正寿 倉吉市関金町明高878
 - 〃 小谷 俊幸 倉吉市関金町明高1470
 - 〃 笠原 正記 倉吉市関金町堀2081
 - 〃 石岩 永年 倉吉市関金町堀2812-1
 - 〃 大井 保太郎 倉吉市関金町今西1009
 - 〃 日野 昇一 倉吉市関金町泰久寺110-1
 - 〃 加藤 延広 倉吉市関金町松河原1233
 - 〃 鳥飼 英之 倉吉市関金町松河原761
 - 〃 藤井 義人 倉吉市関金町大鳥居680
 - 〃 山崎 正美 倉吉市関金町安歩843-8
 - 〃 太田 雅己 倉吉市関金町関金宿283
 - 〃 鷺見 和夫 倉吉市関金町郡家107
 - 〃 山本 秀延 倉吉市関金町山口705-1
 - 監事 名子平 博政 倉吉市関金町関金宿1318-2
 - 〃 高倉 照由 倉吉市関金町堀2923
 - 〃 杉山 博務 倉吉市関金町大鳥居104
- 令和6年2月10日就任 任期4年

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立みなとさかい交流館	境港管理組合 管理者 平井 伸治 境港市大正町215	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | とりネットCMSサーバ等機器の更新に係る業務一式（機器賃貸借・保守業務及びシステム移行並びに管理運営業務）業務委託 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和6年1月12日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 51,587,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課
鳥取市東町一丁目220 |